

「情報基盤強化税制」 のご案内

総務省 情報流通行政局
情報セキュリティ対策室

「情報基盤強化税制」とは、一定の要件を満たす情報システムに投資を行った際に、その投資額の一部に対して税額控除または特別償却を認める税制優遇措置です。

目的

情報セキュリティ強化と国際競争力強化の観点から、部門間、企業間の情報共有・活用を促進し、抜本的な国際競争力強化を可能とする高度な情報セキュリティが確保された情報システム投資を促進し、情報基盤を強化する。

対象者

青色申告を行う法人または個人事業主

対象設備

- (1) a. サーバ用OS ※1
b. aがインストールされたサーバ
- (2) a. データベース管理ソフトウェア ※1
b. a + aの機能を利用するアプリケーションソフトウェア
- (3) 連携ソフトウェア ※2
- (4) ファイアウォール ※1
((1) ~ (3) のいずれかと同時に取得されるものに限る)

※1 ISO/IEC 15408に基づいて認証されたもの。認証製品は、(独)情報処理推進機構 (IPA) のHPをご覧ください。(<http://www.ipa.go.jp/security/tax/index.html>)

※2 情報処理の促進に関する法律第3条第1項に規定する電子計算機利用高度化計画 (平成20年経済産業省告示第61号) において定められたプログラムとしてIPAにより技術上の評価を受けたもの。

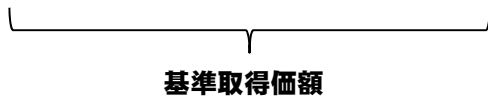
税制特例

基準取得価額に対する**税額控除10%**または、**特別償却50%**を選択適用

税額控除

当期に支払うべき法人税・所得税から一定割合を控除

取得価額 × 70% × 10% ⇒ 法人税・所得税から控除


基準取得価額

※リース取引については、平成20年4月1日以降の所有権移転外リース取引による取得が資産の取得と見なされ適用対象（税額控除のみ）。

特別償却

事業の用に供した最初の事業年度において、普通償却に加算して償却

取得価額 × 70% × 50% ⇒ 普通償却に加算

取得価額要件

資本金	投資額（年間）
資本金10億円超の法人	1億円以上 （限度額200億円）
資本金1億円超10億円以下の法人	3,000万円以上
資本金1億円以下の法人・個人	70万円以上

適用期間

平成20年4月1日から平成22年3月31日までに取得または賃借した資産

控除の上限

税額控除額は、法人税額の20%が上限。ただし、超過分については、1年に限り繰り越すことが可能。

その他

- ✓ **ネットワーク経由でサービスを提供する事業者（ASP(Application Service Provider)・SaaS (Software as a Service)）が当該事業の用に供することを目的に取得する情報基盤強化設備等についても適用対象となります。**
- ✓ **自社で製作したものも対象となります。**
- ✓ **国内にある当該法人の営む事業の用に供することが必要です。**
- ✓ **本税制の適用を受ける設備等については、他の特別償却制度等の適用を受けることはできません。**
- ✓ **設備等を「貸与の用に供する場合」は対象となりません。**

お問い合わせ先

総務省 情報流通行政局 情報セキュリティ対策室

TEL : 03-5253-5749

関連機関

○独立行政法人情報処理推進機構（IPA）

<http://www.ipa.go.jp/security/tax/index.html>

ISO/IEC15408に基づき評価・認証された製品等については、
こちらのサイトでご確認いただけます。

○国税庁

<http://www.nta.go.jp/index.htm>

手続き等制度に関する一般的なお問い合わせは、各国税局
までお願いいたします。

名称	電話番号
札幌国税局	011-231-5011
仙台国税局	022-263-1111
関東信越国税局	048-600-3111
東京国税局	03-3216-6811
金沢国税局	076-231-2131
名古屋国税局	052-951-3511
大阪国税局	06-6941-5331
広島国税局	082-221-9211
高松国税局	087-831-3111
福岡国税局	092-411-0031
熊本国税局	096-354-6171
沖縄国税事務所	098-867-3101